

## 国司任用からみた新来渡来人と古代の日本

菅澤庸子

### はじめに

日本列島と朝鮮半島における移住民の歴史は古い。朝鮮半島からの渡来者はもとより、日本からも瓢箪を腰につけて朝鮮の新羅に渡ったという瓢箪の神話<sup>〔1〕</sup>の時代もあり、古来両国人の往来は盛んであった。こんにち日本と朝鮮の間に横わる様々なわだかまりは、長い年月に亘って蓄積されたものであり、その一つ一つを解き明らかにしていくことが、真の理解と共存を生むものと、わたくしは信じる。

さて、今回本稿で取上げたいのは、古代の日本における大陸、特に朝鮮半島からの移住民、歴史書に「帰化人」と記された人々である。

古代において大陸からの日本への渡来には、いくつかの波があった。すなわち五世紀頃の応神天皇期（漢氏、秦氏など）、五世紀後半の雄略天皇期（今来才技と称される技術者集団）、六世紀はじめの欽明天皇期（船史など王辰爾の一族など）、七世紀後半の天智天皇期（白村江の戦い後の百濟・高句麗の亡命者など）などがそれである。それぞれの渡来人は、移住した後、秦氏のように地方に広まり豪族化したもの、漢氏のようになら中央政界に進出する道をとったものなど、それぞれの形で日本社会の中に融合して生活していた。移住民の歴史は、即ち、この融合の過程の歴史であるといつてよい。どのような過程で、どのくらいの期間を要して移住先の社会に受け入れられていったのか。本稿では、古代における渡来の七世紀後半の波・白村江の戦い以後、日本に亡命してきた百濟・高句麗出身者が、日本社会に受け入れられていく過程を、官職、特に国司の守・介への任用を通して考察していきたい。

さて、白村江の戦いで降日本に移住してきた人々が日本に受け入れられたとみる証左は「律令」（大宝、養老令）に定める法的な受入れである。そこでは律令国家の常として、その国を治める王の徳を慕って土地に定住することを目的に渡来してきた人々に対して、国家は、土地を与

え、居住を許可し、戸籍に付け、其国の王民とした。慣れない土地ゆえに、移住当初の十年間（『大宝賦役令』外蕃還条）、特に白村江の戦直後の百済・高句麗の亡命者に対しては終身（『続日本紀』養老元年十一月八日条）、課税を免除するシステムになっていた。土地に安置され、戸籍を与えられた時点で、既に法令上では日本の王民となっているわけである。しかし問題は、社会的な面におけるあり方である。

古代の史料に残っている比較的上流階級の実力者達の姿から考えると、社会的地位を現す姓の問題、位階、官職の問題など考察の対象がいくつかが挙げられる。いずれについても、研究すべき課題であるが、今回取り上げるのは、官職への任用である。

渡来系の人々が、その特殊な技術と高い文化をみこまれて、朝廷の技能職や、学問、或いは語学力や事情通の利点をいかして外交の場に任用された例は多い。ここでは、政治決定権を有する官職に特に新来の渡来人がどのような形で任用されていたかを取り上げたい。政策を担う職に就くということは、それだけ国内に確たる地位を得たことを意味する。日本社会への浸透度を計る一つの目安となるからである。中央の議政官・参議については、桓武天皇の外戚、百済系の和朝臣家麻呂をもって、「蕃人入三相府自<sub>レ</sub>此始焉」（『日本後紀』和朝臣家麻呂薨伝）といわれるように、桓武天皇の時代以降渡来人の参議登用が成されるようになったことは、よく知られている。よって、ここでは、行政・司法・軍事・警察と一国の政務を総括する権力を有す地方官の守（国司の一等官）と、その補佐、また守不在のとき代行権を持つ介（国司の二等官）を取り上げる。国司の守・介の補任の動向を、国司の制度が整った大宝元年から中央の参議任用がなる桓武朝までの期間を中心に、考えてみることにする。

表1は、大宝元年から天応元年（七〇一―七八一）の渡来系国司の在任のべ人数を、『国司補任』をもとに、各年在職のみとめられる者を考察し、国司一等官・守および二等官・介の補任と、その他の官補任とを上下に分けて現したものである。尚、白村江の戦以降（ここでは仮に新来と呼ぶことにする）と以前（ここでは仮に旧来）とを黑白でぬり分けて表示した。

注 この時期、八世紀は国司の在任期間が、法で定められている期間と差異があった。

大宝元（七〇一）年施行の大宝令では六年、のち慶雲三（七〇六）年には四年、天平宝字二（七五八）年ではまた六年、宝龜八（七七七）年には四年、同十一（七八〇）年には九州地方のみ五年と定められているが、実際は、一年で交替したり、ほぼ二年のスタンスで人事移動となるケースが見受けられる。

よって、明らかに其年に在職しているとみなされる者を数にいった。年の途中で替わる例や、一年に満たない例もあるもので、その年に一日でも在職していたものは、期間の長短に関わらず、数に入れた。したがって、同一人物が、同じ年に或る国から別の国に赴任変えがあった場合、二人分として計算されている。また、『国司補任』に「□年以前（以降）見任」と記してある場合は、原則として、同書がボーダーラインとみなしている下限（上限）の年に入れ

て計算した。それぞれ考察すべき任期時には、注を加えて、管見を付した。

渡来系か否か、又それが新来、旧来かの判別は、現段階の諸学説を参考に筆者が行った。そのうち新来の者については、表4ですべて挙げた。説の別れる氏や、不明の氏については、まとめて後ろに注を付して、書き記した。

陸奥国に置かれた軍事政府である鎮守府も、「国司補任」の記述にしたがって、その数にいられた。四等官の別は、天平宝字三年七月二三日付乾政官奏〔類聚三代格〕五所収に「將軍准守 將監准兼 將曹准目」とあるのに従い、副將軍が設置された時は、介にあてた。

この表をみると、新来渡来人の守・介の地方管理職官登用は、天平十年以降に継続して行われるようになったようである。しかし、この時代の『続日本紀』以下の文献には、すべての国のすべての国司の任用が記されているわけではなく、現在史料に現れているものしか収録はされていない。あくまでもこの表は、大きな任用の傾向を探る上での目安である。したがって、大きな誤差なしにこの表を活用するには、一年を単位に区切るのではなく、もう少し大きなスタンスで捕らえる必要がある。また、天平十年に在職していることが記録に見られる者も、その任用は何年か以前であった可能性もある。

八世紀の国司任用は、右の注で述べたように任期に満たないものが実際ではあるが、その上限の指標としてこの時期（天平十年時）の任期四年分をくりあげ、単位期間の後ろの区切りは天平を冠する聖武朝が終り、次の仲麻呂政権に至るまでとして、十五年間を一つの期間に定めてみよう。即ち、天平六年から天平二十年までを一期間とする。奇しくも天平六年は、日本と新羅の不和が表立ったと見なされる年である。同じようにはば十五年を単位に時の政権の大きな移行年に当たる際は、それにあわせて大宝から天応までを区切ってみると、以下のようなになる。

- 第一期 大宝元々〜靈龜二（七〇一〜七一六）年
  - 第二期 養老元々〜天平五（七一七〜七三三）年
  - 第三期 天平六〜同二十（七三四〜七四八）年
  - 第四期 天平感宝・天平勝宝元々〜天平宝字八（七四九〜七六四）年
  - 第五期 天平神護元々〜天応元（七六五〜七八一）年
- 第四期は、ちょうど仲麻呂政権期にあたる。

表1を各区分期ごと赴任国の地域性によって、A五畿七道別、B近・中・遠国別に集計し直したのが、表2と3。また、表1に計上した新来

渡来人の面々を赴任地ごと書き上げたのが表4である。

さて、表2の網かけ部分が、新来渡来系国司の内、守・介に補任された者のべ人数である。その各地区ごとの総計数をみてみると、東海・東山道が群をぬいて多く、山陽・西海道がひとときわ任用が少ないのが目に付く。<sup>(3)</sup>これは何を意味しているのだろうか。東海・東山道、山陽・西海道の順に考察していくことにしよう。

## 第一章 東海・東山道

東海・東山道で想起されるのは、律令国家の渡来人による東国開発である。表5は、『六国史』に載る天応元年までの渡来人の安置関係記事である。『日本書紀』の伝説の部分もあるが、白村江の戦以前は、畿内近国が安置先にみられるのに対し、以後は、圧倒的に東国が多い。先学の説くとおり、<sup>(4)</sup>未開地の開発の、大陸系の技術を有した労働力として期待され、意図的に安置されたとおもわれる。注目されるのは、国司の一・二等官として実際の赴任の認められる国のうち遠江、上総、常陸、武蔵、相模、美濃が表5の新来渡来人安置先と重なっていることである。これは、赴任先の土地柄から鑑みるに、安置された新来の渡来人たちの植民、開拓の円滑な促進を担っての補任といえよう。

さらに、再び表4から東海・東山道の赴任地をみると、陸奥、出羽国への赴任が重なっているのに気付く。のち東大寺大仏の塗金に用いられた陸奥守百済王敬福（新来の百済系渡来人）の金発見は、名高い史実である。<sup>(5)</sup>また、歴代の百済王氏が、坂上田村麻呂の著名な活躍より以前、陸奥・出羽の東北経営に携わっていたこと（表6参照）も亦、先学により説かれているところである。<sup>(6)</sup>

百済王氏は、白村江の戦で敗れた百済最後の王、義慈王の子孫で、当時日本に人質として滞在していた皇太子豊璋の弟の一族である。黄金発見にみる技術者の人脈や、王族としての武力に対するノウ・ハウを頼みにされての登用とおもわれる。しかし、表6にもあるように、東北において、武人としての任についたのは、宝亀年間（七七四〜）の百済王俊哲以下である。その他を、表4から抜き出してみると以下のようになる。

天平十年四月見

陸奥介 百済王敬福

同十五年六月任から十八年四月

陸奥守 百済王敬福

同十八年九月任から天平勝宝元年四月見 陸奥守 百濟王敬福  
 天平宝字四年正月見 出羽介 百濟王三忠  
 天平宝字七年正月任から天平神護二年五月 出羽守 百濟王三忠  
 天平神護二年五月任から 出羽守 百濟王文鏡  
 宝龜五年三月任から 出羽守 百濟王武鏡

最後の宝龜五年任出羽守、百濟王武鏡は蝦夷征討期にかかる期間の任用で、宝龜五年から鎮守府に名前がみえ、同十一年には陸奥鎮守副將軍になった同氏族の百濟王俊哲の任用との関連が想定される。しかし、それ以前の補任例は、ちょうど天平九年の遠征が中止の形で終結したのちから、宝龜の征討開始までの間にあたる。宝龜に始まる征討期の在任については、補任の目的が軍事にあることは自明である。したがって、宝龜以前、征討が再開する前の時期（第三・四期に当たる）に守・介として補任された百濟王氏による東北経営の在り方を、第三期に在任した敬福と、第四期に在任した三忠を通してそれぞれみてみることにしよう。

#### 一、百濟王敬福在任期の事績

陸奥介と二期に亘る陸奥守に補任された百濟王敬福の一番の事績は、黄金発見であるが、それより前、陸奥介に任じられた天平十年頃、陸奥国に次のような勅が出されたことが、天平宝字二年六月の陸奥国言上から知ることができる。

〔統日本紀〕天平宝字二（七五八）年六月十一日条

陸奥国言 去八月以来 婦降夷俘男女惣一千六百九十余人 或去離本土 婦慕皇化 或身涉戰場 与賊結怨 惣是新来 良未安堵 亦夷性狼心 猶豫多疑 望請 准天平十年閏七月十四日勅 量給種子 令得佃田 永為王民 以充辺軍。許之。

これは、婦降してきた蝦夷の人々に対し未だ安堵はできない。彼等に疑心を生じさせず、天皇の治める王民として軍事編成して辺境に充てる為に、天平十年の勅に准じて、（陸奥国内柵戸農民に）種子を与えて田をつくらせ、もって、婦降の優賞として蝦夷の人々にあてる食料（夷俘料）を確保したい。と、陸奥国が言上して、許可されたものである。<sup>(7)</sup>

天平九年三月、陸奥按察使兼鎮守將軍大野東人の率いた遠征軍のなかに、「婦服狄俘二百四十九人」というのがみえる。<sup>(8)</sup> 陸奥介百濟王敬福が、

まず当たった仕事は、これからさらに増えるであろう帰降夷俘のための夷俘料田開拓作業であったと思われる。

さらに、陸奥守となった百済王敬福が行った政策として『続日本紀』にみられるのは、他国鎮兵の停止である。神護景雲二年九月二二日条に、他国兵士の逃亡を防ぐため、当国から兵士を当てた旧例に復したいとの陸奥守の言上に、その旧例として「前守從三位百済王敬福之時 停止他国鎮兵」点加当国兵士」とみえる。

ここでいう「他国」とは、東国である。天平九年の遠征の際集められた諸国の騎兵一〇〇〇人の内訳は、常陸・上総・下総・武蔵・上野・下野であった（『続日本紀』天平九年四月一四日条）。

城に配備された兵には、当時、当国軍団兵士と他国からの鎮兵の二種類があった。軍団兵士は当国の公民から差点されて番（組）を編成しての交替勤務で、私糧を食し、一方鎮兵は東国など他国から徴発され、城柵に通年勤務し、食料は正税からの支給であった。鎮兵は勤務年数が長いだけ専門的で精強な兵で、有事の際には貴重な戦力であったとみなされるが、その点を外すと、兵自体の負担も重く、当国にとっても食料費の財政負担が大きかったと思われる。よって、安定した状況のもとであれば、城柵近辺の公民を軍団に差点して城柵に交替勤務（番上）させるのが、得策といえる。しかし、これには今泉隆雄氏が指摘されているように<sup>9</sup>、辺隣の公民制の充実が必要である。

鎮兵の停止策について、同氏は、八、九世紀をつうじて不十分な形でしか実現しなかったとされるが、神亀元年に制定された鎮兵制の、これは、はじめの停止ということで、評価に値しよう。このことは、征討後の内政処理として、強い鎮兵を引き上げても大丈夫なだけ、夷俘の不満を押さえ、安定させる手段を持ち得たこと、或いは、代わりとして公民を加えて兵としても良いだけの余裕があったこと、すなわち、慰撫の手段たる夷俘料を与えるだけの、公民を兵にあらられるだけの、生産の安定と、人々の把握が一定の水準を満たしたことを意味する。天平半ばから天平勝宝の一時安定期、介から二期に亘って守に在任した百済王敬福の、内政充実の成果とみてよいのではないだろうか。<sup>10</sup>

陸奥国司百済王敬福が、中央から任された仕事は、征夷事業後の内政処理と、陸奥の公民産業安定、殖産事業であったといえよう。

## 二、百済王三忠在任期の事績

さて、百済王敬福は、徴収された鎮兵を東国に帰す政策を行ったが、天平宝字四年出羽介と見える百済王三忠は、東国から徴収した鎮兵たちを指揮して出羽国雄勝城を建設する任に当たったようである。即ち、『続日本紀』天平宝字四年正月四日条の、出羽国雄勝城と陸奥国桃生城の

建設に功のあった者が表され、授位されている記事に、百済王三忠の名も見えている。また、それより先、天平宝字二年十二月、両城建造のため、坂東の騎兵、鎮兵、役夫、および夷俘が徴発され、翌三年九月には、坂東八国ならびに越前、能登、越後等浮浪人二千人が雄勝柵戸に、相模、上総、下総、常陸、上野、武蔵、下野の軍士の器械（武器）が両城に分置されている（『統日本紀』）。百済王敬福の時、陸奥国において停止された鎮兵は、この時期復活したようである。

奥羽の地では、前述の通り天平九年の遠征行軍以来ほとんど目だった動きはみられない為、この突然の城建設は、ときの政権において何らかの積極的な意思に基づくものとみなされている。ときの政権は藤原仲麻呂政権である。藤原仲麻呂の、祖父不比等、父武智麻呂の事業顕彰意識に端を発する権勢欲が、その積極的な意思にあたるといわれる<sup>11)</sup>。また、これも既に指摘されているように、唐文化に造詣の深い仲麻呂だったので、蝦夷に対する中華意識が働いていた面もあるろう。

実際、仲麻呂政権期には、本稿でいうところの新来渡来人が積極的に登用されている。この政権確立の布石となった紫微中台の次官・少弼に、亡国の百済・高句麗の王族である百済王孝忠、背奈王福信<sup>12)</sup>がそろって任じられている<sup>13)</sup>のは、その象徴といえよう。

表1の第四期（ちょうど仲麻呂政権期にあたる）に現れているように国司の任用も多い。ちょうどこの天平宝字年間、出羽介百済王三忠が、日本国内の蕃・東北の蝦夷に対して出羽国雄勝城を建設する任に当たり、その完成が成った頃、日本国外の蕃・新羅に対する征討計画の為、兵の動員、訓練、兵船の徴発にあたる南海・山陽道節度使に前述の百済王敬福が任用されているのも興味深い<sup>14)</sup>。

話を本論に戻そう。ともかくも、右の背景のもと、出羽介百済王三忠の国司としての実績は、軍事的な城の建築であった。

以上から考察すると、東海・東山道における新来渡来人国司の中央政府から期待されたものは、第一に未開地の開発促進、第二に軍事能力であったといえよう。この内、第二の軍事能力は、主に第四期・仲麻呂政権期以降にみられるものである。とするならば、彼等はいわば上層階級者といえるが、東北有事の際の兵力とみなされていた東国に、開拓民として下層の新来渡来人たちが移住させられたのと、機能としてはなら変わりはないということになる。この地域の補任のみが群をぬいて多いというのは、取りも直さず「新来の渡来人」としてしか目されていないことを意味しよう。

この点を念頭において、今一度表2をみてみよう。五期の総計としてはこの地域の多数は否めないが、各時期ごとの数値経過をみると、東海・東山道のみが群をぬいて多いのは、補任が定着し始めた第三期のみで、四期以降では、山陽道を除いた各地方にばらつきはじめ、新たな

局面が生まれているようである。即ち、四期・仲麻呂政権以降、新来渡来人を巡る新たな動きが、外交、内政上に起こったことを示唆している。

## 第二章 山陽・西海道

さて、四期・仲麻呂政権以降、各地方に新来渡来人の守・介が補任されるなかであって、殆ど補任されていないのが、山陽・西海道である。特に山陽道は、百済王南典の在任以降<sup>15</sup>、補任の例はみられない。両地方とも旧来渡来人の守・介補任は成されているのに（表2）、新来の任用が著しく少ないのはどうしてであろうか。

新来と旧来、両者の差は、渡来してからの移住年数が世紀単位で異なる事である。旧来の渡来人では問題にならず、新来の渡来人では問題になるものがあるとすれば、一つは国外の出自国との縁が旧来に比べて深いこと、いま一つは移住年数の差からくる日本国内社会への浸透度の違いである。以下、国外、国内の二つの視点から、山陽・西海両道の地域性を捕らえ、旧来の渡来人には任用がある一方、新来の渡来人の任用が著しく少ない理由を考察してみよう。

### 一、国外との関連

新来の渡来人の出自国・朝鮮諸国と唐が、山陽・西海両道と関係すること。それは、両道が唐・朝鮮の外国使節が平城京に至るまでに通る道であるということである。

ここでまず想起されるのは、「養老雜令」蕃使往還条である。左に引いてみよう。

凡蕃使往還 当大路近側 不得置当方蕃人 及畜同色奴婢 亦不得充伝馬子及援夫等

この条にいう大路は山陽道、大宰府に至る道を指す（『同厩牧令』諸道置駅馬条）。外国の使節の往来する道路、即ち山陽道、大宰府に至る西海道の大路の近傍には、その国の人や奴婢を安置してはならない。送迎の伝馬に奉仕する馬子や援夫に充ててもいけない。というものである。

この条は渡来人の公民・奴婢の安置先についての規定であるが、種々の問題が起るのを防ぐ意味があったと考えられている。<sup>16</sup>この条文の意図する外国人同志のトラブル防止という点では、下層階級の公民安置も上層階級の国司補任も変わりはないとも言える。この地方に旧来の渡来

人の任用があるのは、それだけ彼等が外国人視されていなかったということでもあろう。とするならば、『養老令』が想定した種々の問題の具体的内容を、下層公民から国司にまで拡大して解釈すると、どういふことになるのだろうか。もう一度山陽・西海道の外交面に有する位置をみてみよう。

まず、外国使節の通る道筋は具体的にどのようなものであったのであろうか。この道筋が詳しく知られるものに、天平八年の日本の遣新羅使がある。行程の各地で詠んだ歌が『万葉集』に収められて残っているのであるが、これについては、松原弘宣氏が山陽道部分を既に整理して地図上におとす作業をされている<sup>17)</sup>。いま、同氏の作成した図を参考に、『万葉集』巻十五にしたがって通過・停泊した主な地名を並べていくと、平城京から難波津(摂津国)・明石浦(播磨国)・多麻浦(備中国)・長井浦(備後国)・風速浦(安芸国)・長門浦(安芸国)・麻里布浦(周防国)・熊毛浦(周防国)を経て佐婆津(周防国)へ向かったところ漂流して分間浦(豊後国)・那津(筑前国)・韓亭(筑前国)・引津亭(筑前国)・狛島亭(肥前国)を経て玄海灘へ進み、壹岐島・浅茅浦(対馬島)・竹敷浦(対馬島)から新羅となっている。松原氏の言を借りれば、「地乗方式」の航海であり、このルートが当時の大型船の基本航路であったとされる。

この海路が外交、軍事上の要衝地として重視されていたことは、『続日本紀』靈龜二(七一六)年五月十六日条で、「大宰府言 豊後 伊予二国 之界 従来置<sub>レ</sub>成 不<sub>レ</sub>許<sub>二</sub>往還<sub>一</sub>」として、一般の往来が禁止されていたことから、伺える<sup>18)</sup>。それでは、そのような外交、軍事上の要衝地であるが為に、比較的旧地と縁の深い新参の渡来人を、行政から軍事まで統帥する役職に就けるのは、ためらわれていたということであろうか。ここで改めて表4をみると、西海道への新来渡来人の守・介補任は少ないとはいえ、皆無ではなく、なかんずく軍事を含めて西海道全体を統べる大宰府の大式に、天平十八年百濟王孝忠が補任されている例がみえる。

また、国司ではないが、軍事という面では、藤原仲麻呂の新羅征討計画の進められていた天平宝字五(七六一)年、前章でも記したように、南海・山陽道節度使に、やはり新来の渡来人に属する百濟王敬福が任用されている(前章二節注14参照)。節度使は、諸国司のもつ各国の軍事統帥権を超越して掌握する官職である。

これらの事から考えて、不信任から軍事・外交の要衝地への任用が遠ざけられる傾向にあったとはいえない。

また、渡来人の公民・奴婢が外交使節往来路近隣に安置されることや、使節送迎の伝馬子奉仕の際において問題となり得たものに、言語を解する者が外国使節と直に接することによる国内事情の互いの漏れが考えられる。しかしこれが渡来人の国司ということになると、大宰府を除く

て山陽・西海道国司に使節の饗応の職掌はないが、その機会があったとしても、国司という立場の者ならば、言語に通じていることは、むしろ円滑な外交を補佐する利点となり得る。

それでは一体何が原因であろうか。「令」の蕃人安置規定の延長線に漠然としたブレイキの一線が存在していたのであろうか。むしろ別に、より積極的な理由が存在していたとみる方が、自然のようである。次に、山陽・西海道の国内の七道ある幹線中における位置を通して内政からの視点で再びみてみたい。

## 一、国内との関連

左は、「養老厩牧令」諸道置駅馬条である。

凡諸道置<sup>二</sup>駅馬<sup>一</sup> 大路<sup>謂山陽道其大宰</sup> 中路<sup>謂東海東山道其自外皆為小路也</sup> 十疋 小路五疋 使稀之處 国司量置 不<sup>二</sup>必須足<sup>一</sup> 皆取<sup>二</sup>筋骨強壯者<sup>一</sup> 充<sup>二</sup>(後略)

周知の通り、諸の官道に置く駅馬についての条文である。駅ごとに置く駅馬の数を官道の規模によって定めたもので、大路というのが山陽道、大宰府に至るまでの道、中路というのが東海・東山道、その他はすべて小路ということが注記されている。これにより山陽道と、そこから大宰府に至る西海道の一部は、令制唯一の大路として、古代最高位の幹線に位置付けられていたことが判る。そして、その幹線を抱える地域を統べる職務、即ち山陽・西海道諸国の守・介は、おのずから、諸国に比べて格上のものとみなされたと考えられる。

さて格上の要職といえ、中央政府にあって太政官とともに実際に朝政を議する議政官・参議が想起される。「はじめに」でも触れたように、この場合は旧来も含めて、渡来人が参議の職に就く例は、本稿で問題にしている時期には無い。従三位刑部卿にまでのぼりつめ、「感神聖武帝殊加<sup>(19)</sup>寵遇<sup>(19)</sup>」と称されて聖武天皇の恩恵も厚かった新来渡来人・百済王敬福や、同じく天皇の信頼厚く従三位までのぼりつめた新来渡来人・高倉朝臣福信は、その高い位や華々しい活躍にもかかわらず、生涯、「非参議<sup>(20)</sup>」であった(「公卿補任」)。この事と、もう一つの、地方における要職・山陽・西海道諸国の守・介に、新来渡来人の補任が著しく少ない傾向にあるのは、相通じる面があるのではなからうか。

即ち、山陽・西海道諸国の守・介が著しく少ないのは、突出した個人への評価は別として、それだけ氏族全体の地位が日本社会において定着していないことを表しているといえまいか。これに対して、旧来の渡来人に任官があるのは、新来とは渡来から世紀単位で移住年数の長さが違うことによる<sup>(23)</sup>、日本社会への浸透度の差であろう。

さて、では、山陽道に新来渡来人の守・介が補任されようになるのは、いつであろうか。本稿が対象にした期間の下限・天応元（七八二）年より以降の補任状況を見てみると、延暦元（七八二）年から十年間だけで以下のように補任がなされている。

播磨介	百済王仁貞	百済出自	延暦元年閏正月一七日任（ <small>〔統日本紀〕</small> ）
備前介	百済王仁貞	百済出自	延暦二年六月二日任（同上）
周防守	百済王武鏡	百済出自	延暦三年三月十四日任（同上）
備前守	百済王仁貞	百済出自	延暦四年正月十五日任（同上）
安芸介	林連浦海	百済出自	延暦七年二月二八日任（同上）
美作介	高倉朝臣石麻呂	高句麗出自	延暦八年二月四日任（同上）

桓武天皇の延暦年間に至って、山陽道諸国の守・介への新来渡来人の補任は継続して行われるようになったようである。<sup>(24)</sup> この時期はじめて渡来人の参議が誕生した動向も合わせて考えるに（補任された和朝臣家麻呂は旧来渡来人）、桓武朝期において、日本の社会の中に、新旧の渡来人を構成員としてはめ込んでいこうとする新たな意向が生じていたことを伺わせるものといえよう。<sup>(25)</sup>

以上、白村江の戦以後の渡来人における守、介任用から伺える日本側の対応について、その特色をなす二つの地域、東海・東山道と山陽・西海道を取上げ、第一章、第二章でそれぞれ考察してきた。結果、聖武朝、仲麻呂政権期、桓武朝にそれぞれ新たな動向が生まれていることが判った。最後に、任用の過程で画期となる時期を追って、大宝から延暦に至るまでを概観し、それが新来渡来人に何を意味するのかを考察してみたい。

## 結 び

白村江の戦以後の新来の渡来人が、一国の政務を総括する地方官の守・介に恒常的に補任されるようになったのは、聖武天皇治世下の天平年間半ば頃からである。補任は、東海・東山道に集中しており、新来の渡来人全般に対する方針である未開地開拓と軍塲を目的としたものであ

たといえる。この時期の新来渡来人国司の姿を代表する東北、陸奥国の介・守を歴任した百済王敬福は、征夷事業後の内政処理と陸奥の殖産事業に成果をあげ、天平勝宝までの安定期を作り出した。(第一章一節)

次期、藤原仲麻呂政権期には、他の地方への補任も幅広く行われるようになり、地域的格差や都からの近・中・遠国という面での格差も少なくなった(表2・3)。この仲麻呂政権は渡来人の登用に関して意識的な任用がみられる政権であるが、国内・外の蕃に対して軍事的備えを計画した(蝦夷に対する雄勝・桃生城建設、新羅に対する征討計画)中華意識の高さが背景にあったと思われる。そのなか、ただ一つ、例外的に任用の少ないのに山陽・西海道(大宰府路)があった。この地方は、天下唯一の大路を抱える重要地域であり、旧来の渡来人の任官はある事からみて、新来の渡来人に補任がないのは、そこまで新来の氏族の地位が日本社会に定着していないことを伺わせるものである。(第一章二節、第二章一節)

そして、桓武朝に至って例外的に任用の少なかった山陽・西海道への任官が継続して見られるようになる。中央においても、新旧つうじて初めて渡来人の参議が誕生した時期であることをみても、日本の社会の中に、新旧の渡来人を構成員としてはめ込んでいこうとする新たな意向が生じていたことを示すものといえる。(第二章二節)

以上が、白村江の戦以後の渡来人における守、介任用の、大宝から延暦に至るまでの概観である。地方とはいえ、一国の政務の主導者という責任有る官職への任用が、まず恒常化され、特定の地方のみから全地方へと広まっていく過程は、取りも直さず白村江の戦以後の渡来人が、日本社会の中に受け入れられていく一つの過程を示しているといえよう。

(1) 『三國史記』新羅本紀第一 始祖赫居世居西千三十八年条

(2) 宮崎康充氏編『国司補任』第一(一九八九・統群書類従完成会)

(3) 北陸道もまた少ないが、第四期にまともな補任が見られる。統計上、結果として数値が低くなった北陸道と、第三期以降、同等に少ない山陽・西海道とは、数値の現れ方が異なる。よってその性格も異なると思われるので、共に取上げるのは避けた。

(4) 今井啓一氏「帰化人の来住」『古代の日本』七(一九七〇・角川書店)所収  
森田悌氏「古代の武蔵」(一九八八・吉川弘文館)

(5) 『続日本紀』天平勝宝元年四月三日条に「陸奥守貢黄金九百両」とある。この間の状況については今井啓一氏「百済王敬福」(一九六五・綜芸舎)参照。

(6) 今井啓一氏 註5前掲書

- (7) 関口明氏「蝦夷と古代国家」(一九九二・吉川弘文館) 一三七―八頁。  
 夷俘の農耕化を進め、さらに王民として辺軍に編入するという勅に解する説(高橋富雄氏「蝦夷」一九六三・吉川弘文館)もある。が、関口氏同書によると、「類聚国史」一九〇、延暦十九年五月二日条に帰降夷俘に優賞として「夷俘食料」を与え、そのために不足分を補う佃三〇町を確保する記事があることから、天平十年の勅もまた柵戸農民の収穫物を夷俘料として、夷俘を王民辺軍に編成しようとしたものと解する。
- (8) 『統日本紀』天平九年四月十四日条
- (9) 今泉隆雄氏「律令国家とエミシ」『新版古代の日本 東北・北海道』(一九九五・角川書店) 所収
- (10) 天平十八年十二月十五日付太政官奏(『類聚三代格』十八所収)の諸国軍殺兵士の事を記した文書の中に、「陸奥国団六院 大殺六人 少殺六人<sup>律令</sup>」で定められていることから、陸奥国の欠損の兵士数は六千人、次に記されている国名欠損の国は出羽国とする。さらに、この史料から、当時東北の軍団の兵士が充実していたと解し、「当国の壯丁を徴集する軍団の兵士が充実していたという状況は、その国の軍政が安定していたことを示すものであり」と述べ、またこの天平半ばの頃から天平勝宝年間ぐらい続いた平穏な時期を「東北地方の黄金期」と表している。
- (11) 坂本太郎氏『日本全史』二 古代(一九七〇・東京大学出版会)。  
 虎尾俊哉氏『古代東北と律令法』(一九九五・吉川弘文館)。  
 虎尾氏はそれを藤原仲麻呂の祖父不比等とその事業を顕彰しようとした動きにもとめる。また、仲麻呂の唐風の教養とその心酔にもふれ、蝦夷にたいし中華思想をもって臨んだに違いないと指摘している。
- (12) 背奈王氏は、高句麗の平壤城が唐におとされた際、亡命した高句麗王族福徳の子孫という。はじめ背奈公といい、武蔵国に居していた高麗系豪族であったと目されるが、天平十九(七四七)年に王姓を下賜された。のち、高麗朝臣、高倉朝臣と改姓されている。この氏の動向と歴史的意義については、拙稿「古代日本における高麗の残像——渤海・背奈王氏を通して——」(『史窓』四七・一九九〇所収)を参照されたい。
- (13) 『統日本紀』天平勝宝元年八月十日条
- (14) 『統日本紀』天平宝字五年十一月十七日条。  
 百濟王敬福は天平勝宝四(七五二)年十月五日に檢習西海道兵使にも任じられ、軍事に長けていたと思われる。
- (15) 表4にあるように百濟王南典は、和銅年間備前守に、養老五年六月には播磨按察使に任じられている。備前守への任用については、『統日本紀』には和銅元(七〇八)年三月の補任記事しか記されていないが、『伊呂波字類抄』所引の「旧記」によると、和銅六年四月、同国介の上毛野堅身とともに備前国から六郡を割いて美作国を設置したという。次に任じられた按察使は、養老三年に新設された地方官を監察する官職である。特定の国守が兼任して数国の行政を監察するしくみになっていたが、補任の記事はないが、この時期南典が国守であったことが判る。按察使は、形成期にある律令地方行政の浸透を目指すというのが設置の目的であったとされる(坂元義種氏「按察使の研究」『ヒストリア』四四・四五合併号)。南典の出自国・百濟において、律令制度がどの程度施行されていたかは不詳だが、『三国史記』には三世紀に部分的に「令」をさだめたことが載るので、はやい時期からその影響を受けていたことは指摘されている(武田幸男氏「朝鮮の律令制」『岩波講座世界歴史』六 一九七一所収)。美作国を設置事業に当たったことから考えても、先進国の王族

出自としての知識を求められての任用といえよう。赴任先が先進の西地方であることも合わせて、任官が恒常化する以前の時期における新来渡来人任用の一つの形を呈するものと思われる。

- (16) 関見氏「帰化人」(一九六六・至文堂)
- (17) 松原弘宣氏「海上交通の展開」三三三頁『新版日本の古代 中国・四国』一九九二・角川書店所収
- (18) 井上辰雄氏「天下の「都会」 田村園澄氏編『古代を考える 大宰府』(一九八七・吉川弘文館) 所収
- (19) 『続日本紀』百済王敬福薨伝
- (20) 第一章二節の背奈王福信。註12参照。
- (21) 瀧浪貞子氏「参議論の再検討」(同氏『日本古代宮廷社会の研究』一九九一・思文閣出版所収)によると、有資格者でありながら議政官集団の外に置かれたものを指して「非参議」と称する例が史料に現れてくるのは、「大臣以下参議以上」という議政官集団が誕生した奈良後期以後の、平安初期である。百済王敬福の時代に「非参議」という観念が生まれてきたかは不明である。「公卿補任」は平安中期の十世紀中頃に成立した「公卿伝」に代々書き継いだものといわれるので、「公卿伝」成立時に観念として存在していた用語を、当てはめて用いたのであろう。
- (22) ただし、百済王氏については、別の原理が働いていたように思われる。同氏は後、渡来人に参議任用の門戸が開かれた桓武以降、嵯峨、仁明天皇にも統けて妃を出し、政界に中央貴族として安定した位置に留まるが、管見の限りでは、少なくとも「六国史」の時代において、参議に補任されることはなかった。これは、百済王氏が、百済最後の王の直系子孫であったことと無関係ではなからう。
- (23) たとえば、天平十五年備後守に任じられた葛井連広成は、氏名をはじめ王、白猪史といい、六世紀中頃の百済系渡来人王辰爾の兄・味沙を直接の祖と称する(『続日本紀』延暦九年七月十七日条)一族。同十九年長門守に任じられた秦忌寸嶋麻呂は、応神朝(時期は不詳。倭王讚とみる説がある。現在陵に比定されているのは5世紀初頭。)に渡来したと伝える弓月君後裔一族。新羅系、百済系、金官加羅系、朝鮮からの海人一般を指すとする説など諸説がある(表3、4においては新羅系で計上した)。天平宝字元年播磨守に任じられた坂上忌寸大養は、応神朝に渡来した後漢皇室の後裔を祖と称する東漢氏の枝族(『坂上系図』所引『新撰姓氏録』逸文ほか)。
- (24) 山陽道における新来渡来人の国守・介補任は、桓武朝以降も行われている。「六国史」の編纂された仁和三(八八七)年までみてみると、次の如くである。備前守 吉田連書主(百済出自・弘仁十四年正月任)、美作守 百済王勝義(百済出自・天長四年正月任)、安芸介 百済王安宗(百済出自・仁寿三年正月任)、安芸守 同上人(天安二年正月任)以上『日本文徳天皇実録』より、安芸介 興世朝臣貞町(百済出自・元慶元年正月任)『外記補任』。
- (25) 『新撰姓氏録』の編纂の始まったのが同じ桓武朝であるのも、その動きの一つといえる。『新撰姓氏録』は、延暦十八(七九九)年十月に諸氏に提出を命じた各氏の本系帳をもとに、朝廷で編纂された氏族書。弘仁五(八一四)年完成。

表1・2・3の註

表1・2・3を作成するにあたって、確定的ではないが筆者の判断で数にいった者、渡来系ではあるが出自国不明の者、渡来系か否か不詳のため数に入れな

かった者、など考慮すべき点がある者をここに挙げる。

A 確定的ではないが筆者の判断で数にいられた者（出自国）

日置山守 長門国司 天平勝宝四年正月見（続古経題跋）

日置氏は朝臣以外、倉人・造は高麗系諸蕃として『新撰姓氏録』に載る。土師氏系を称するものもある。山守は無姓。本来渡来人の多い伴造氏族といわれている為、ここでは高麗系とした。

赤染麻呂 周防史生 天平十年八月任（正二―一三三・一三八頁）

赤染氏は、造姓のものが天平十九年以降常世連に改氏姓（続日本紀）している。この常世連は『新撰姓氏録』では漢系に収めるが、氏名由来を新羅・加羅系の赤色呪術によって舟・軍衣などを赤く染める職掌に携わったことによるとする説（平野邦雄氏「秦氏の研究」『史学雑誌』七〇の三）がある。秦氏との信仰的類似もみられることから、新羅系とする説に従う。

B 確定的ではないが筆者の判断で数にいられた者（渡来か否か）

高安倉人種麻呂 越中大目 天平中見（万葉集十九―四二四七番）

高安倉人は『新撰姓氏録』にみえないが、地名に倉人の氏名は地名を冠する氏の一族の者が、倉人の職掌に就いたところから出たとする説（佐伯有清氏『新撰姓氏録の研究』考証編五 三六一頁）にならって、高安氏（河内国高安郡本拠 漢人系）のうちとみなした。

桜井田部宿祢（名欠） 大倭少目 宝龜八年七月見（正六―五九七）

『新撰姓氏録』右京諸蕃上に東漢系の桜井宿祢が載る。田部は宅倉の田地耕作に従事した田部伴造。また、田部忌寸が東漢氏『坂上系図』に載る。おそらく東漢系の桜井宿祢の一族とみてよいであろうとみなした。

林連上麻呂 越前少目 天平三年見（正一―四三九、正五―五六二）

林連氏は『新撰姓氏録』左京諸蕃下に亡命百濟人木素貴子と思われる人物を祖として載せる一族と大伴宿祢同族と二つある。ここでは新来百濟系として数えたが、一考の要はある。

穴太史老 近江員外目 天平勝宝三年見（正三―一五一四）

村主姓のものは『新撰姓氏録』未定雑姓山城に『坂上系図』に載せる東漢氏の祖の一人と同一人物を祖として挙げ、志賀穴太氏も、後漢孝献帝の男、美波夜王の後裔と同書未定雑姓右京に載せる。同書に史姓のものはみえないが、史姓の族はほぼ渡来系とみてよいので、穴太史も渡来系とみなす。ただ、出自国は不詳。

C 確定的ではないが筆者の判断で振り分けた者（新来か旧来か）

高元度 能登守 天平宝字四年任（続日本紀）

「新撰姓氏録」に載る無姓の高氏は高助斤を祖とするものと高金藏を祖とするものの二つがあるが、どちらに属するかは不詳。しかし前者は祖の高助斤自体が不詳の人物なので、新旧の判別不能、後者は新来。結果新来である確立が五割越えるとして一応新来にかぞえた。

D 渡来系ではあるが出自国不明の者

文忌寸光庭 安房員外掾 天平宝字末<sub>レ</sub>神護景雲頃見(平城宮発掘調査出土木簡概報四)

文忌寸には、王仁後裔と称する百済系と東漢氏系がある。どちらか判別不能。

文忌寸鷹養 伊予目 天平八年八月見(正二一五)

同上

文忌寸馬養 筑後守 天平十七年九月任(統日本紀)

同上

文忌寸伯麻呂 下総掾 天平勝宝三年五月見(正三一五〇三)

同上

韓袁哲 鎮守府軍曹 天平宝字四年一月見(統日本紀)

韓袁哲は他にみえず。天平宝字五年中山連に改姓した韓遠知らは百済系渡来人。また宝龜十一年韓男成らは広海造に改姓したが(統日本紀)、「新撰姓氏録」に姓は異なるが百済系諸蕃として広海がある。しかし、唐人でも韓の氏名持つ者があり(天平宝字八年七月唐の勅使に韓朝彩) 出自国不明とした。

韓柔受郎 薩摩史生 天平八年見(正二一十五)

同上

金上元 伯耆守 和銅二年十一月任(統日本紀)

和銅元年に授位記事あるのみで他に見えず。新羅系か。

王叙忠 越前大目 天平宝字八年見(正五四七七)

「新撰姓氏録」には高句麗系王氏のみを載せる(左京諸蕃下)が、王姓は百済にも中国(唐)にもあり、不詳。

汶旦才智 周防史生 天平七年七月見(正一六二八)

汶旦才智は他に見えず。百済の姓で汶旦・汶休、新羅人に汶得至がいる。朝鮮系の姓とおもわれるが、不詳。

E 渡来系か否か不詳のため数に入れなかった者

白鳥(名欠) 筑前史生 天平三年四月見(東大寺五一三三五頁)

村主姓であれば、東漢氏。姓未詳のため数に入れず。

韓国君佐美 伊賀史生 天平三年二月見(正一一四二八)

『新撰姓氏録』にみえず。「韓国」の語は南朝鮮諸国からきていると思われる、何等かの関連ある氏族と考えられるが、不詳。

村氏彼方 杵岐目 天平二年正月見(万葉集五―八四〇)

「国司補任」では姓不詳とし、「日本古代人名辞典」六(一九七三・吉川弘文館)では「村氏は村国や村山の姓の略であろう」とする。村国氏は三野の地方豪族。村山は中臣連と同祖。省略と取らないならば、『新撰姓氏録』山城皇別に村氏もある。村氏は吉宜の子孫の伝承を持つ氏族である。しかし、いずれの可能性も有り、不詳。

波太虫麻呂 上野掾 天平宝字五年見(正一五―一三二)

応神天皇の後裔と『新撰姓氏録』にいう波多氏か、渡来系の秦氏か不詳。

表4の註

(1) 宝龜二(七七二)年より、武蔵国は東山道から東海道に編入されている。

(2) 「国司補任」では「諸寺縁起集東大寺大仏堂碑札」を出典として挙げるが、「諸寺縁起集 東大寺大仏堂縁起碑文」(大日本仏教全書 寺誌2)所収には国公麻呂の但馬守補任のことは見えない。「東大寺要録」二所収「大仏殿碑文」に、「或日記云」として「大仏師從四位下国中公麻呂者元百濟人任東大寺次官兼但馬守」としている。東大寺次官兼但馬守が可能な時期は、公麻呂の次官在任が天平宝字五年十月から神護景雲元年七月であるので、その期間で但馬守在任者が史料にみられない状況を探してみると、①藤原弟貞が但馬守として見える天平宝字四年一月―同七年一月の高麗福信任官までと、②高麗福信任官の天平宝字八年十月―神護景雲一年三月同者が但馬守として見えるまでの二つがある。うち、②は高麗福信がそのまま任していたとみるのが自然なので、①の天平宝字5―6年か。あるいは、伝記では最高の官職を記すが普通なので、「兼」は厳密な意味ではなく「また他に」程度で、神護景雲二年に員外介に任じられたのを言わんとして国司が国守となったとも考えられる。

(3) 第二章註(15)参照。

(4) 「日本古代人名辞典」五(一九六六・吉川弘文館)では刀利宣令の伊予掾在任を神龜年間とする。出典の「懷風藻」で詠んだ詩が長屋王宅で新羅使を迎えた宴の際のものであることから、神龜三年の新羅使と比定しての説であろう。しかし、「懷風藻」に載る詞書は、詩を詠んだ時点のものではなく、歌人の最高位と官職を記しているので、「懷風藻」成立の天平勝宝三年以前とする「国司補任」の解釈に従うことにする。



山陰道	3	0	中1 百1 新1	1	1	2	1	1	百1	2	1	24	21	9	中2 百5 高2	24	20	11	百5 中5 高4	22
	0	0		0	0	5	0	0	中5	3	3	3	3	0	高2	4	4	2	中1 高1	11
山陽道	7	6	百6 中1	1	1	2	0	2	百1 新1	8	0	8	8	0	中3 百3 高1 新1	12	12	0	中3 百2 高5 新2	23
	1	1	百1	0	0	4	0	2	新3 不明1	3	0	3	3	0	中1 百1 新1	0	0	0		8
南海道	1	1	百1	0	0	1	0	1	中1	8	7	8	7	1	百7	13	13	3	百3 中4 高1	11
	0	0		0	0	1	0	1	不明1	3	2	3	2	1	百1 不明1	18	5	5	不明5	1
西海道	0	0		8	0	7	1	1	百1 中3 不明1	3	1	3	3	2	百1 高1	6	6	2	中1 百1 新1	4
	0	0		2	2	16	0	6	中8 高2 新1 不明1	4	0	4	1	0		13	7	0	中4 百2 新1	2
山陰道	3	3	中1 百1 新1	1	1	2	1	1	百1	21	9	24	21	12	中9 百2 高1	24	20	9	中5 高4	25
	0	0		0	0	5	0	0	中5	3	0	3	3	0	高2	4	4	2	中1 高1	11
山陽道	7	6	百6 中1	1	1	2	0	2	百1 新1	8	0	8	8	0	中3 百3 高1 新1	12	12	0	中3 百2 高5 新2	23
	1	1	百1	0	0	4	0	2	新3 不明1	3	0	3	3	0	中1 百1 新1	0	0	0		8
南海道	1	1	百1	0	0	1	0	1	中1	8	7	8	7	1	百7	13	13	3	百3 中4 高1	11
	0	0		0	0	1	0	1	不明1	3	2	3	2	1	百1 不明1	18	5	5	不明5	1
西海道	0	0		8	0	7	1	1	百1 中3 不明1	3	1	3	3	2	百1 高1	6	6	2	中1 百1 新1	4
	0	0		2	2	16	0	6	中8 高2 新1 不明1	4	0	4	1	0		13	7	0	中4 百2 新1	2

天平神護2(766)3.26任～ 宝亀2(771)7.23	5	飛驒守	中	百濟王利善	百濟	続日本紀
天平神護2(766)5.10任～ 宝亀1(770)8.28任～	5	出羽守	遠	百濟王文鏡	百濟	続日本紀
宝亀5(774)3.5任～	5	武蔵守	遠	高麗朝臣福信	高麗	続日本紀
宝亀7(776)3.6任～	5	出羽守	遠	百濟王武鏡	百濟	続日本紀
宝亀11(780)6.8任～ 同12.27見	5	近江守	近	高麗朝臣福信	高麗	続日本紀
	5	陸奥鎮守副將軍	遠	百濟王俊哲	百濟	続日本紀
<b>【北陸道】</b>						
天平3(731)2.26見～ 同7.26見	2	* 越前少目	中	林連上麻呂	百濟	正1-439, 5-562
天平宝字4(760)1.16任～	4	能登守	中	高元度	高麗	続日本紀
天平宝字5(761)1.16任～ 同8(764)9.23	4	越前介	中	高丘連比良麻呂	百濟	続日本紀
宝亀1(770)12.28任～	5	越中介	中	皇甫東朝	唐	続日本紀
<b>【山陰道】</b>						
神亀4(727)12.20見	2	丹後守	近	羽林連兄麻呂	百濟	続日本紀
天平18(746)9.20任～	3	伯耆守	中	高丘連河内	百濟	続日本紀
天平勝宝2(750)3.12任～	4	出雲守	中	百濟王孝忠	百濟	続日本紀
天平勝宝3(751)以前	4	石見守	遠	麻田連陽春	百濟	懷風藻
天平勝宝3(751)以前	4	出雲介	中	吉智(吉田連)首	百濟	懷風藻
天平勝宝4(752)以降 <sup>註2)</sup>	4	但馬守	近	国中公麻呂	百濟	東大寺要録
天平宝字1(757)6.16任～ 同2(758)6.16	4	出雲守	中	百濟王敬福	百濟	続日本紀
天平宝字7(763)1.9見	4	出雲介	中	李忌寸元環	唐	続日本紀
天平宝字7(763)1.9任～ 同8(764)10.20	4	但馬守	近	高麗朝臣福信	高麗	続日本紀
天平宝字8(764)10.20任～ 宝亀1(770)8.28	4, 5	但馬守	近	高麗朝臣福信	高麗	続日本紀
天平宝字8(764)11.5任～	4	出雲員外介	中	李忌寸元環	唐	続日本紀
神護景雲1(767)8.29任～	5	但馬介	近	百濟王武鏡	百濟	続日本紀
神護景雲2(768)11.29任～	5	但馬員外介	近	国中連公麻呂	百濟	続日本紀
宝亀7(776)3.6任～ 同8(777)1.25	5	* 出雲掾	中	吉田連斐太麻呂	百濟	続日本紀
宝亀8(777)1.25任～ 同9(778)2.4	5	伯耆介	中	吉田連斐太麻呂	百濟	続日本紀
宝亀8(777)1.27任～	5	石見守	遠	百濟王玄鏡	百濟	続日本紀
<b>【山陽道】</b>						
和銅1(708)3.13任～ 同6(713)4.見	1	備前守	近	百濟王南典	百濟	続日本紀(補任記事) 伊呂波字類抄所引旧記
和銅5(712)7.7見	1	* 播磨大目	近	楽浪河内	百濟	続日本紀
養老5(721)6.16任	2	播磨按察使 <sup>註3)</sup>	近	百濟王南典	百濟	続日本紀
<b>【南海道】</b>						
大宝3(703)8.2任～	1	伊予守	遠	百濟王南典	百濟	続日本紀
天平勝宝3(751)以前 <sup>註4)</sup>	4	* 伊予掾	遠	刀利宣令	百濟	懷風藻
天平宝字3(759)7.3任～ 同7(763)1.9	4	伊予守	遠	百濟王敬福	百濟	続日本紀
天平宝字7(763)1.9任～ 天平神護2(766)6.28?	4, 5	讃岐守	中	百濟王敬福	百濟	続日本紀
宝亀2(771)7.23任～	5	讃岐員外介	中	百濟王利善	百濟	続日本紀
<b>【西海道】</b>						
天平2(730)12.見～ 同3(731)見	2	* 大宰大典	遠	麻田連陽春	百濟	万569, 東5-336
天平18(746)10.25任～	3	大宰大貳	遠	百濟王孝忠	百濟	続日本紀
天平宝字6(762)1.9任～	4	肥後守	遠	百濟王理伯	百濟	続日本紀
神護景雲3(769)8.19任～	5	日向守	遠	袁晋卿	唐	続日本紀
宝亀9(778)2.4任～	5	豊前介	遠	吉田連古麻呂	百濟	続日本紀

国司任用からみた新来渡来人と古代の日本

表4 新来渡来系国司表 文武4～天応1(700～781) 正=正倉院文書、東=東大寺文書、万=万葉集、\*は三等官以下

在職期間	区分期	官職名	近中遠国の別	補任者名	出自	出典
<b>【畿内】</b>						
養老7(723)頃	2	摂津亮	近	百濟王郎虞	百濟	大日本史、続日本紀
天平2(730)12.20見	2	*大和大掾	近	城上連真立	百濟	正1-413
天平20(748)10.8見	3	*河内大目	近	吉田連兄人	百濟	正3-123
天平勝宝2(750)任～?	4	河内守	近	百濟王敬福	百濟	東大寺要録
天平勝宝3(751)見～	4	山背守	近	高麗朝臣福信	高麗	東大寺開田図(3年見), 正4-171,175(8年見)
同8(756)6.21見						
天平勝宝6(754)4.5任～	4	摂津亮	近	百濟王理伯	百濟	続日本紀
神護景雲1(767)8.29任～	5	摂津大夫	近	百濟王理伯	百濟	続日本紀
宝亀2(771)7.23						
<b>【東海道】<sup>註1)</sup></b>						
文武4(700)10.15任～	前1	常陸守	遠	百濟王遠宝	百濟	続日本紀
和銅(708～14)末見	1	*駿河目	中	林連安人	百濟	正2-122
神亀(724～8)初年見	2	*駿河目	中	林連加麻呂	百濟	正2-122
神亀1(724)10.29見	2	*伊豆史生	中	林連毛人	百濟	正2-198
天平7(735)閏11.10見	3	*相模掾	遠	酒波人麻呂	百濟	正1-640
天平7(735)閏11.10見	3	*相模史生	遠	王善徳	高麗	正1-640
天平10(738)4.22任～	3	遠江守	中	百濟王孝忠	百濟	続日本紀、正2-271
同12(740)11.20見						
天平13(741)8.9任～	3	遠江守	中	百濟王孝忠	百濟	続日本紀
天平17(745)9.4任～	3	尾張守	近	百濟王全福	百濟	続日本紀
天平18(746)4.4任～	3	上総守	遠	百濟王敬福	百濟	続日本紀
同9.14						
天平19(747)11.14見	3	遠江員外介	中	國中君麻呂	百濟	正9-514
天平勝宝4(752)5.26任～	4	常陸守	遠	百濟王敬福	百濟	続日本紀
天平宝字1(757)6.16						
天平勝宝7(755)5.7見	4	*相模大目	遠	鬼室虫麻呂	百濟	正4-59
神護景雲1(767)3.20見～	5	遠江守	中	高丘宿禰比良麻呂	百濟	続日本紀
同2(768)6.28						
宝亀2(771)7.23任～	5	伊勢守	近	百濟王理伯	百濟	続日本紀
同5(774)3.5						
宝亀9(778)2.4任～	5	伊勢介	近	吉田連斐太麻呂	百濟	続日本紀
同11(780)2.9						
宝亀9(778)2.4任～	5	武蔵介	遠	高麗朝臣石麻呂	高麗	続日本紀
宝亀10(779)2.23任～	5	安房守	遠	百濟王仙宗	百濟	続日本紀
宝亀11(780)2.9任～	5	相模介	遠	吉田連斐太麻呂	百濟	続日本紀
天応1(781)5.4任～	5,5後	武蔵守	遠	高麗朝臣福信	高麗	続日本紀
延暦4(785)2.30						
<b>【東山道】</b>						
天平10(738)4.見	3	陸奥介	遠	百濟王敬福	百濟	正24-75
天平15(743)6.20任～	3	陸奥守	遠	百濟王敬福	百濟	続日本紀
同18(746)4.4						
天平18(746)9.14任～	3,4	陸奥守	遠	百濟王敬福	百濟	続日本紀
天平勝宝1(749)4.22見						
天平勝宝2(750)4.22見	4	美濃員外介	近	高麗朝臣福信	高麗	正3-390
天平勝宝5(753)5.7見～	4	*美濃員外少目	近	高丘連比良麻呂	百濟	正12-449,4-40
同6(754)5.15見						
天平勝宝8(756)7.8, 7.26見	4	武蔵守	遠	高麗朝臣福信	高麗	正4-177,179
天平宝字4(760)1.4見	4	出羽介	遠	百濟王三忠	百濟	続日本紀
天平宝字5(761)10.1任～	4	武蔵介	遠	高麗朝臣大山	高麗	続日本紀
天平宝字7(763)1.9任～	4,5	出羽守	遠	百濟王三忠	百濟	続日本紀
天平神護2(766)5.10						
天平宝字7(763)12.29任～	4	*近江史生	近	酒波長歳	百濟	続日本紀

表5 「六国史」に載る渡来人安置記事 「〔天応元(七八一)年〕

垂仁三年三月注	新羅王子天日槍	播磨国完栗邑
欽明元年二月	百濟人己知部	置 倭国添上郡山村
欽明二年五月	高麗人頭霧喇耶陸等	置 山背国
推古二〇(六一二)年	百濟人味摩之	置 桜井
天智四(六六五)年	百濟男女四〇〇人	移 近江国神前郡
天智五(六六六)年冬	百濟僧俗男女二〇〇〇余人	移 東国
天智八(六六九)年	余自信・鬼室集斯ら男女二〇〇〇余人	移 近江国蒲生郡
天武四(六七五)年一〇月	唐人三〇〇口	置 遠江国
天武一三(六八四)年五月	百濟僧尼及俗人男女并二三人	置 武藏国
持統元(六八七)年三月	高麗人五六人	居 常陸国
持統元(六八七)年三月	新羅人一四人	居 下毛野国
持統元(六八七)年四月	新羅僧尼及百姓男女二二人	居 武藏国
持統二(六八八)年五月	百濟敬須德那利	移 甲斐国
持統三(六八九)年四月	新羅人	居 下毛野
持統四(六九〇)年二月	新羅韓奈末許滿等二二人	居 武藏国
持統四(六九〇)年八月	新羅人等	居 下毛野国
靈龜元(七一五)年七月	尾張国人外從八位上席田君邇近及新羅人七四家	貫 美濃国 始建席田郡
靈龜二(七二六)年五月	駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野七国の高麗人一七九九人	遷 武藏国 始置高麗郡
天平宝字二(七五八)年八月	新羅僧三二人尼二人男一九人女二一人	移 武藏国閑地 始置新羅郡
天平宝字四(七六〇)年四月	新羅人一三〇人	置 武藏国

表3 大・中・小国別にみる渡来系国司の在任数（大宝1～天応1）

		第 1 期					第 2 期					第 3 期					第 4 期					第 5 期																	
補 任 の 年 数 べ	守 ・ 介 接 以 下	新来	出 自 国				補 任 の 年 数 べ	守 ・ 介 接 以 下	新来	出 自 国				補 任 の 年 数 べ	守 ・ 介 接 以 下	新来	出 自 国				補 任 の 年 数 べ	守 ・ 介 接 以 下	新来	出 自 国															
		旧来	中	高	百	新			旧来	中	高	百	新			任	不	旧来	中	高			百	新	不	旧来	中	高	百	新	不								
近 国	8	0	0	0	0	0	6	6	3	0	0	3	0	0	0	14	14	1	0	0	1	0	0	63	46	12	0	9	3	0	0	68	52	21	0	7	14	0	0
		8	1	1	6	0			3	0	1	2	0	0	0			13	5	2	5	1	0			34	17	4	11	1	1			31	7	7	14	3	0
	2	1	0	0	1	0	9	3	1	0	0	1	0	0	0	27	13	1	0	0	1	0	0	17	17	3	0	0	3	0	0	16	16	0	0	0	0	0	0
		1	1	0	0	0			2	0	0	0	1	0	1			12	8	0	4	0	0			14	2	2	8	1	1			16	4	1	11	0	0
中 国	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	11	11	6	0	0	6	0	0	30	22	10	2	1	7	0	0	45	36	8	1	0	7	0	0
		2	0	0	1	1			2	1	0	1	0	0	0			5	3	0	2	0	0			12	9	0	1	2	0			28	7	4	14	3	0
	2	1	0	0	1	0	8	6	3	0	0	3	0	0	0	21	10	0	0	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0	0	9	9	2	0	0	2	0	0
		1	1	0	0	0			3	1	0	0	1	1	0			10	6	1	0	3	0			8	2	1	1	2	2			7	1	0	0	1	5
遠 国	1	0	0	0	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	20	20	9	0	0	9	0	0	50	36	19	0	2	17	0	0	48	40	12	1	3	8	0	0
		1	1	0	0	0			9	2	7	0	0	0	0			11	3	2	2	3	1			17	3	3	9	1	1			28	21	1	5	1	0
	1	1	0	1	0	0	15	6	2	0	0	2	0	0	0	48	28	2	0	1	1	0	0	14	14	2	0	0	2	0	0	8	8	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0			4	3	0	1	0	0	0			26	8	2	8	5	3			12	1	1	8	1	1			8	4	0	3	1	0
全 国	11	0	0	0	0	0	17	17	3	0	0	3	0	0	0	45	45	16	0	0	16	0	0	143	104	41	2	12	27	0	0	161	128	41	2	10	29	0	0
		11	2	1	7	1			14	3	8	3	0	0	0			29	11	4	9	4	1			63	29	7	21	4	2			87	35	12	33	7	0
	5	3	0	1	2	0	32	15	6	0	0	6	0	0	0	96	51	3	0	1	2	0	0	39	39	5	0	0	5	0	0	33	33	2	0	0	2	0	0
		2	2	0	0	0			9	4	0	1	2	1	1			48	22	3	12	8	3			34	5	4	17	4	4			31	9	1	14	2	5

表1 渡来系国司在任のべ人数表

天武1～天応1 (672～781)

□は旧来  
■は新来 渡来人

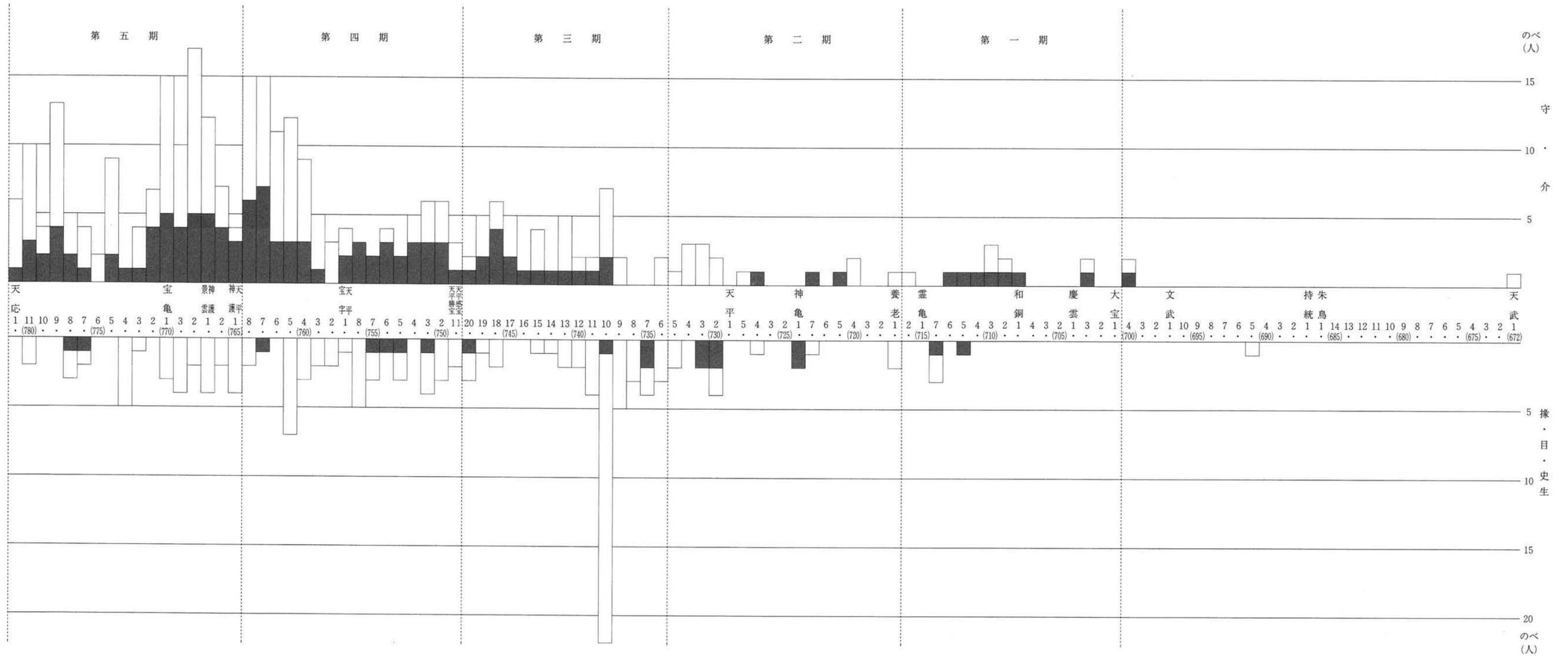


表6 百済王氏と蝦夷侵略 (『続日本紀』『日本後紀』より)

年次	事項	鎮守府の百済王氏	
宝亀 5	陸奥の蝦夷が蜂起	俊哲	(役職不明)
6	(鎮守府将軍・大伴駿河麻呂)	俊哲	勲六等
8	陸奥国志波村の賊と戦う (鎮守将軍・紀広純)	俊哲	勲五等
11		俊哲	陸奥鎮守副将軍
天応 1	藤原小黒麻呂が蝦夷を討つ	俊哲 英孫	勲四等・副将軍 授位従5下(職不明)
延暦 1	蝦夷攻略の準備始まる		
4		英孫	陸奥鎮守権副将軍
6	蝦夷との交易を抑制	俊哲	鎮守将軍→左降(日向権介)
7 ↓ 8	第一回 蝦夷征討		
10 ↓ 13	第二回 蝦夷征討	俊哲	7月、征蝦副使 9月、陸奥鎮守将軍
			(14年・卒)
16 ↓ 20	第三回 蝦夷征討 (将軍・坂上田村麻呂)		
21	胆沢城 築		
22	志波城 築		
23		教雲	征夷副将軍
24	藤原緒嗣が軍事・造作の中止を建義		
大同 3		教俊	鎮守将軍
			(4年・左遷)

\* この他百済王教疑も曾て征戦を経て勲功有と承和5(838)11月13日条にある(『続日本後紀』)